三　各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策	①　別表第三を参考として、平成二十六年度までの各年度における市町村ごとの指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの実施に関する考え方及び必要な量の見込みを定めること。 ②　指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策を定めること。 ③　圏域単位を標準とした指定障害福祉サービスの見通し及び計画的な基盤整備の方策を定めること。

別表第三の一を次のように改める。

一　居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に居宅介護等の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。 同行援護については、これらの事項に加え、平成二十三年十月一日以前の地域生活支援事業（移動支援事業に限る。）の利用者のうち、重度の視覚障害者数を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	

別表第三の二の表標題中「、児童デイサービス」を削り、同二の表日中活動系サービス全体の見込量の項中「利用者見込数」を「利用が見込まれる者の数」に、「退院可能精神障害者のうち」を「入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に」に改め、同二の表自立訓練（生活訓練）及び就労移行支援の項中「退院可能精神障害者のうち」を「入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に」に改め、同二の表就労継続支援（A型）の項中「平成二十三年度末」を「平成二十六年度末」に改め、同二の表児童デイサービスの項を削り、別表第三の三の表共同生活援助共同生活介護の項中「退院可能精神障害者のうち」を「入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に」に改め、同三の表施設入所支援の項中「第一期計画時点」を「平成十七年十月一日時点」に、「平成二十三年度末」を「平成二十六年度末」に、「七％」を「一割」に改め、別表第三の四の表を次のように改める。

四　相談支援	
計画相談支援	障害福祉サービス及び地域相談支援の利用者数等を勘案して、原則として三年間で計画的に全ての障害福祉サービス及び地域相談支援の利用者が計画相談支援の対象となるものとして、利用者数及び量の見込みを定める。
地域相談支援（地域移行支援に限る。）	施設入所者の数、入院中の精神障害者の数、地域生活への移行者数等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。 なお、設定に当たっては、入所又は入院前の居住地を有する市町村が、対象者数及び量を見込むこととする。
地域相談支援（地域定着支援に限る。）	居宅において、単身である障害者の数、同居している家族による支援を受けられない障害者の数、地域生活への移行者数等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。

別表第四の一の項中「特色等」の下に「を定めること。」を加え、同表二の項中「退院可能精神障害者」を「入院中の精神障害者」に、「平成二十三年度」を「平成二十六年度」に、「関係機関等」を「関係機関」に改め、同表三の項中「又は指定相談支援」を「、指定地域相談支援又は指定計画相談支援」に改め、同表四の項中「平成二十三年度」を「平成二十六年度」に、「又は指定相談支援」を「、指定地域相談支援又は指定計画相談支援」に改め、同表六の項中「平成二十三年度」を「平成二十六年度」に改める。

国会事項

国立国会図書館

○国立国会図書館規則第八号

国立国会図書館組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十三年十二月二十七日　国立国会図書館長　長尾　**真**

国立国会図書館組織規則の一部を改正する規則

国立国会図書館組織規則（平成十四年国立国会図書館規則第一号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第四号中「第二十八条第六号及び第七号」を「第二十八条第七号及び第八号」に改める。

第二十六条第八号中「第二十八条第五号」を「第二十八条第六号」に改める。

第五十三条第七号を削る。

附　則

この規則は、平成二十四年一月六日から施行する。

○国立国会図書館規則第九号

国立国会図書館資料利用規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十三年十二月二十七日　国立国会図書館長　長尾　**真**

国立国会図書館資料利用規則等の一部を改正する規則

（国立国会図書館資料利用規則の一部改正）

第一条　国立国会図書館資料利用規則（平成十六年国立国会図書館規則第五号）の一部を次のように改正する。

目次中「入退館手続」を「利用カード等」に改める。

第四条の見出しを「（登録）」に改め、同条第一項中「インターネットを通じて」を削り、「資料の利用」の下に「（第三章及び第四章に定めるものに限る。以下この項及び次条第三項において同じ。）」を、「しようとする者」の下に「（第十一条の二第二項又は第三十七条第四項の規定により資料の利用の申込みをしようとする者を除く。）」を加え、「入館して」を「直接に」に、「提出しなければ」を「提出し、登録を受けなければ」に改め、同条第八項中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「又は登録利用者カード」を削り、同項を同条第八項とし、同条第六項中「又は登録利用者カード」を削り、同項を同条第七項とし、同条第五項中「及び登録利用者カード」を削り、同項を同条第六項とし、同条第四項中「規定による記録」を「登録」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「記録し」を「記録する方法により登録を行い」に、「提出した」を「提出し登録を受けた」に改め、「とともに、登録利用者に対しては登録利用者カードを交付し、又は送付する」を削り、同項を同条第四項とし、同条第二項中「提出した者」を「受理するに当たり、提出者の氏名、住所、年齢等を確認するものとし、その確認のため、提出者」に、「その氏名、住所、年齢等」を「これら」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　第四十四条第一項の承認を受けようとする図書館、調査研究機関等にあっては、同条第二項の申請書の提出により前項の図書館等登録申請書の提出に代えることができる。

第四条に次の二項を加える。

10　登録利用者の登録の有効期間は、登録の日から起算して三年とする。

11　前項の有効期間は、登録利用者が所定の手続を行うことにより更新することができる。この場合において、館長は、必要があると認めるときは、当該登録利用者に対し、その氏名及び住所を証明するに足りる書類の提示又は提出を求めることができる。